

障害者活躍推進計画の実施状況	
機関名	水戸家庭裁判所
任命権者	水戸家庭裁判所
計画期間	令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日（3年間）
評価年度	令和3年度
目標に対する達成度	採用に関する目標 (実雇用率)2.86%
	定着に関する目標 離職者はいなかった。
取組内容の実施状況	<p>障害者の活躍を推進する体制整備 (組織面)</p> <p>○実務者チームにおいて、関係部署と連携しながら、障害者雇用の推進に向けた各種取組を検討した。また、障害者活躍推進計画の実施状況の点検に当たっては、障害者である職員を交えて検討を行った上で、同計画の実施状況の点検・計画の見直し等を議題として、障害者雇用推進者及び実務者チームにおいて検討会議を開催した。</p> <p>(人材面)</p> <p>○障害者職業生活相談員に選任予定の者に、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させた。</p> <p>○障害のある職員と障害のない職員とがともに働くことの意義について、一人一人の職員が深く理解し、実感できるよう、障害の理解や必要な配慮等に関する知識を付与する研修を行った。</p>
	<p>障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <p>○定期的な面談やアンケートの実施により、障害者である職員と業務の適切なマッチングができていないかを確認し、業務内容・業務量の調整を継続的に行った。</p>
	<p>障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 (職務環境)</p> <p>○職場の上司や障害者職業生活相談員による面談等を通じて必要な配慮等に変更がないかの確認を行い、本人の意向を踏まえ、必要な措置を講じた。</p> <p>(募集・採用)</p> <p>○非常勤職員の募集に当たっては、職務を幅広く選定して求人票に分かりやすく記載するとともに、具体的な職務内容は、障害特性に応じて配慮することを求人票に記載し、障害種別や重度障害の有無に関わりなく多様な障害者の採用に努めた。</p> <p>○非常勤職員の採用選考に当たっては、水戸公共職業安定所の助言を仰ぎながら、勤務条件に関する事項について、求人票に分かりやすく記載するとともに、応募者からの問合せに対して十分な説明を行った。</p>
	<p>(働き方)</p> <p>○障害者である職員の個々の事情に合わせ、勤務時間を柔軟に設定・変更するとともに、取得できる休暇を丁寧に説明した。</p> <p>○最高裁判所が作成した非常勤職員の任用、給与、勤務時間、休暇、服务等の職員制度に関するハンドブックを、障害者枠で採用された非常勤職員に周知した。</p>

<p>「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果</p>	<p>○採用に関する目標については、今年度においても達成している。また、令和4年6月1日時点においても引き続いて達成できるよう、非常勤職員の採用選考を行った。</p> <p>○定着に関する目標については、離職者はいなかった。今後も引き続き、不本意な離職者を極力生じさせないよう障害者である職員が職場定着して活躍できる環境を整えていきたい。</p> <p>○障害者である職員の職務の選定・創出については、次年度以降も、各部署の状況を随時把握し、情報を共有しながら、継続的に取り組んでいきたい。</p> <p>○周囲の職員の障害に関する理解促進・啓発については、次年度以降も、様々な方法を検討しながら、継続的に取り組んでいきたい。</p>
---	---